○農林水産省告示第二千二百二十三号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の七第三項、第四項第一号及び第二号並びに第百二十三条第一項第二号の二ロの規定に基づき、平成二十二年一月十五日農林水産省告示第百四十四号（収穫基準共済掛金率等及び樹体基準共済掛金率等並びに収穫責任保険歩合及び樹体責任保険歩合を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十四年産の果実（同法第百二十条の三の二第三項の規定の適用を受ける共済関係に係る収穫共済のうち同条第一項本文の申出に係る収穫共済及び昭和六十一年一月二十三日農林水産省告示第百三十七号（農業災害補償法の規定に基づき特定の収穫共済の共済目的の種類等に係る果樹等につき主務大臣が定める期間を定める等の件）第四号に掲げる果樹に係る収穫共済の共済関係に係る収穫共済にあっては、平成二十三年産の果実）に係る共済関係から適用する。

平成二十二年十二月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び青森県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千四百七十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十二月十五日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

剣川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

防府市大字上右田字三谷一四三番の一内四等三角点勝坂を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十年建設省告示第千百三十四号で指定した土地の区域、昭和四十七年建設省告示第千三百三十四号で指定した土地の区域及び平成二十一年国土交通省告示第九百三十五号で指定した土地の区域を除く。）

基準点から一九八度三一分五九秒	
九〇二・八〇四メートルの地点	一号
標柱一号から二二度四九分五一秒	
七二・七八一メートルの地点	二号
標柱二号から三一二度四三分八秒	
一〇〇・六二四メートルの地点	三号
標柱三号から一九度一八分八秒	
二一六・四一五メートルの地点	四号
標柱四号から三四四度五分九秒	
三〇八・四八七メートルの地点	五号
標柱五号から五八度二九分一〇秒	
四二三・七二三メートルの地点	六号
標柱六号から一六度三三分五〇秒	
五九三・三七九メートルの地点	七号
標柱七号から二二度五六分二三秒	
三六一・四九四メートルの地点	八号
標柱八号から五二度三六分五二秒	
三九九・九四二メートルの地点	九号
標柱九号から一四三度三八分四一秒	
六一一・六八〇メートルの地点	十号
標柱十号から一七四度五分一三秒	
二五二・一六八メートルの地点	十一号
標柱十一号から二四六度四分七秒	
二五八・五五六メートルの地点	十二号
標柱十二号から一七八度一分三九秒	
四三四・一九九メートルの地点	十三号
標柱十三号から一九六度九分二四秒	
一〇四二・二二八メートルの地点	十四号
標柱十四号から二九三度一分五七秒	
七七二・〇〇三メートルの地点	十五号
標柱十五号から三〇三度八分二七秒	
三四・〇〇一メートルの地点	十六号
標柱十六号から二二六度一分二四秒	
七一・一三二メートルの地点	十七号

○国土交通省告示第千四百七十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十二年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十二月十五日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　剣川

防府市大字上右田字三谷一四三番の一内四等三角点勝坂を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十一年国土交通省告示第九百三十六号で指定した土地の区域を除く。）

基準点から一九八度三一分五九秒	
九〇二・八〇四メートルの地点	一号
標柱一号から二二度四九分五一秒	
七二・七八一メートルの地点	二号
標柱二号から三一二度四三分八秒	
一〇〇・六二四メートルの地点	三号
標柱三号から一九度一八分八秒	
二一六・四一五メートルの地点	四号
標柱四号から三四四度五分九秒	
三〇八・四八七メートルの地点	五号
標柱五号から五八度二九分一〇秒	
四二三・七二三メートルの地点	六号
標柱六号から一六度三三分五〇秒	
五九三・三七九メートルの地点	七号
標柱七号から二二度五六分二三秒	
三六一・四九四メートルの地点	八号
標柱八号から五二度三六分五二秒	
三九九・九四二メートルの地点	九号
標柱九号から一四三度三八分四一秒	
六一一・六八〇メートルの地点	十号
標柱十号から一七四度五分一三秒	
二五二・一八六メートルの地点	十一号
標柱十一号から二四六度四分七秒	
二五八・五五六メートルの地点	十二号
標柱十二号から一七八度一分三九秒	
四三四・一九九メートルの地点	十三号
標柱十三号から一九六度九分二四秒	
一〇四二・二二八メートルの地点	十四号
標柱十四号から二九三度一分五七秒	
七七二・〇〇三メートルの地点	十五号
標柱十五号から三〇三度八分二七秒	
三四・〇〇一メートルの地点	十六号
標柱十六号から二二六度一分二四秒	
七一・一三二メートルの地点	十七号

○国土交通省告示第千四百七十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十二年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十二月十五日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

上田南川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

防府市大字眞尾字狸岩三〇二番内四等三角点狸岩を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱五号から十四号までを順次結んだ線及び標柱五号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から二九二度五一分四四秒	
三九五・九四五メートルの地点	一号
標柱一号から一〇二度四七分一四秒	
一八一・八四四メートルの地点	二号
標柱二号から一二一度一二分二一秒	
二一九・二二六メートルの地点	三号
標柱三号から二八四度四〇分一三秒	
三二七・二二二メートルの地点	四号
標柱四号から三二一度〇分四二秒	
三一一・三四一メートルの地点	五号
標柱五号から一二三度四四分五五秒	
六七・四五三メートルの地点	六号
標柱六号から一〇三度五六分五六秒	
三九・〇二五メートルの地点	七号
標柱七号から一三二度五一分二三秒	
三〇・〇七〇メートルの地点	八号
標柱八号から一五一度五七分二五秒	
七三・四八〇メートルの地点	九号
標柱九号から一八四度二〇分八秒	
二四・〇〇〇メートルの地点	十号
標柱十号から三一一度二〇分一二秒	
三二・五八三メートルの地点	十一号
標柱十一号から三三七度三六分三七秒	
七九・四二八メートルの地点	十二号
標柱十二号から二八二度一分二一秒	
三二・七五〇メートルの地点	十三号
標柱十三号から三一二度三二分二四秒	
七七・三六七メートルの地点	十四号

○国土交通省告示第千四百七十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十二月十五日

国土交通大臣　馬淵　澄夫